

北区防災パートナー登録制度要綱

（目的）

第1条 北区の地域防災力の向上を目的として、地震・風水害等大規模災害時に、地域住民及び行政機関に協力し、地域貢献を行う意思を有する北区内及び近隣地域に所在の企業・学校・NPO・事業所・工場・店舗・サークル等（以下「登録事業所」という。）を事前に登録する制度を設ける。

（協力内容）

第2条 登録事業所（この要綱により登録した登録事業所をいう。以下同じ。）の協力内容は、次のいずれかとする。

- （1）消火・救助・救護活動の被害軽減活動及び被害状況の情報伝達
- （2）フォークリフト、トラックや通信機器等の資機材の提供
- （3）労務（応急手当、医療、介護、IT、機械操作、通訳等の専門的技術）の提供
- （4）防災訓練等、減災活動への協力
- （5）商品（飲料水、食料品、生活用品等）の被災者への無償提供又は優先販売
- （6）駐車場、備蓄物資倉庫、客室、一時避難スペース等の施設の開放
- （7）インターネット等の広告媒体を通じた区民等への呼びかけ協力
- （8）その他災害対策に必要な協力

（協力活動）

第3条 登録事業所は、災害時において、自らの登録事業所の安全が確保できた後、可能な範囲の協力を自らの意思に基づき行う。

- 2 災害発生時、北区長は必要な場合、登録事業所に協力要請することができる。
- 3 登録事業所は地域の防災訓練等に参加するなど、普段から地域住民及び行政機関との協力が円滑に行われるように努める。
- 4 区役所は登録事業所が協力活動を行いやすいように、情報提供や地域との仲介等の支援をする。

（登録手続き等）

第4条 登録しようとする登録事業所は、防災パートナー登録申込書（様式第1号）により、北区長に届け出るものとし、登録内容に変更が生じた場合も同様とする。

- 2 北区長は、前項の規定による登録を行い、届出者に対して登録証及び掲示用標識を交付するものとする。
 - （1）登録事業所は、掲示用標識を登録事業所の見やすい箇所に表示することができる。
 - （2）登録事業所が登録を取消する場合は、登録証を返却するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、北区長は登録事業所が次のいずれかに該当するときは、登録の届出を受理しないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団等
- (2) 前号に掲げるもののほか、届出を受理することが適当でないと北区長が判断する登録事業所

（費用負担）

第5条 登録事業所の協力に要する費用は、登録事業所の負担とする。

（秘密の保持）

第6条 登録事業所は、協力を通じて知り得た個人等の秘密を他に漏らしてはならない。辞退届を提出した後も同様とする。

（登録情報の取扱）

第7条 登録された情報は、北区役所、北消防署で共有し、災害時に活用するものとする。

（協力協定等の優先）

第8条 登録事業所と北区長等の間に災害等の協定・申合せ等がある場合は当該協定等によるものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成25年3月27日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。